

令和2年（ワ）第6225号，第31962号六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中嶋哲演 外233名

被告 日本原燃株式会社

準備書面5

(準備書面(2)に対する認否)

令和3年9月17日

東京地方裁判所民事第37部合議C係御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 河合 弘之
ほか

本書面では，債務者の準備書面(2)(令和3年3月31日付)に対する認否を行う。なお，被告の主張のうち，法令，規則などの建付け，放射線に関する前提知識，施設の概要等の説明部分については，積極的に争うものではない。

目次

「はじめに」について.....	5
第1章「第1章 本件再処理工場の安全確保の考え方」について.....	5
第2章「第2章 本件再処理施設に係る安全規制の策定の経緯と審査の経過」について.....	5
第1「第1 安全規制の策定の経緯」について.....	6
1「1 本件指定がされた際の安全規制」について.....	6
2「2 安全規制の強化(新規制基準の策定)」について.....	6
第2「第2 審査の経過」について.....	7
1「1 本件指定に係る安全審査の経過」について.....	7

2 「2 新規制基準への適合に係る審査の経過」について	7
第3章「第3章 放射線とその影響」について	8
第1「第1 放射線の基礎的事項」について	8
1 「1 放射線, 放射性物質及び放射能」について	8
2 「2 放射線の単位」について	8
3 「3 放射線の種類と性質」について	8
4 「4 自然の中の放射線等」について	8
第2「第2 放射線の人体に及ぼす影響」について	9
1 「1 放射線の被ばくの形態」について	9
2 「2 放射線の種類による被ばくの影響」について	9
3 「3 放射線の被ばくによる影響(確定的影響と確率的影響)」について ..	9
4 「4 公衆の被ばく線量限度」について	9
第4章「第4章 本件再処理工場の施設の概要」について	9
第1「第1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」について	9
1 「1 使用済燃料の受入れ施設」について	9
2 「2 使用済燃料の貯蔵施設」について	10
第2「第2 再処理設備本体」について	10
1 「1 せん断処理施設」について	10
2 「2 溶解施設」について	10
3 「3 分離施設」について	10
4 「4 精製施設」について	11
5 「5 脱硝施設」について	11
6 「6 酸及び溶媒の回収施設」について	11
第3「第3 製品貯蔵施設」について	12
1 「1 ウラン酸化物貯蔵設備」について	12

2 「2 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備」について	12
第4 「第4 計測制御系統施設」について	12
第5 「第5 放射性廃棄物の廃棄施設」について	12
1 「1 気体廃棄物の廃棄施設」について	12
2 「2 液体廃棄物の廃棄施設」について	12
3 「3 固体廃棄物の廃棄施設」について	12
第6 「第6 放射線管理施設」について	12
第7 「第7 その他再処理設備の附属施設」について	12
第5章 「第5章 本件再処理工場の平常運転時の被ばく低減に係る安全対策」につ いて	13
第1 「第1 平常運転時の被ばく低減に係る安全対策」について	13
1 「1 平常運転時の被ばく低減に係る安全対策の考え方」について	13
2 「2 遮蔽に係る対策」について	13
3 「3 放射性廃棄物の放出管理に係る対策」について	13
4 「4 放射線監視に係る対策」について	13
第2 「第2 平常運転時の被ばくの線量評価」について	13
1 「1 平常運転時の被ばくの線量評価の考え方」について	13
2 「2 本件再処理工場における平常運転時の被ばくの線量評価」につ いて	13
第6章 「第6章 本件再処理工場の事故防止対策」について	14
第1 「第1 臨界防止に係る対策」について	14
1 「1 臨界防止に係る対策の考え方」について	14
2 「2 本件再処理工場における臨界防止に係る対策」について	14
第2 「第2 閉じ込めの機能に係る対策」について	15
1 「1 閉じ込めの機能に係る対策の考え方」について	15

2 「2 本件再処理工場における閉じ込めの機能に係る対策」について	15
第3 「第3 冷却のための対策」について	15
1 「1 冷却のための対策の考え方」について	15
2 「2 本件再処理工場における冷却のための対策」について	15
第4 「第4 火災等による損傷の防止に係る対策」について	16
1 「1 火災等による損傷の防止に係る対策の考え方」について	16
2 「2 本件再処理工場における火災等による損傷の防止に係る対策」について	16
第5 「第5 溢水等による損傷の防止に係る対策」について	16
1 「1 溢水等による損傷の防止に係る対策の考え方」について	16
2 「2 本件再処理工場における溢水等による損傷の防止に係る対策」について	17
第6 「第6 電源に係る対策」について	17
1 「1 電源に係る対策の考え方」について	17
2 「2 本件再処理工場における電源に係る対策」について	17
第7 「第7 安全評価」について	17
1 「1 安全評価の考え方」について	17
2 「2 本件再処理工場における安全評価」について	17
第8 「第8 原子力規制委員会から受けた確認」について	18
第7章 「第7章 本件再処理工場の重大事故等への措置」について	18
第1 「第1 重大事故等対策等」について	18
1 「1 重大事故等対策等の考え方」について	18
2 「2 本件再処理工場における重大事故等対策等」について	18
第2 「第2 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備等」について	19
第3 「第3 有効性評価」について	19

1 「1 有効性評価の考え方」について.....	19
2 「2 本件再処理工場における有効性評価」について.....	19
第4 「第4 原子力規制委員会から受けた確認」について.....	19
第8章 「第8章 大規模な自然災害等への対処」について.....	19
第9章 「第9章 安全対策の実効性を確保するための品質管理体制の整備」について.....	19

「はじめに」について

認否の要を認めない。

第1章「第1章 本件再処理工場の安全確保の考え方」について

第1段落は、本件再処理工場の概要に係る部分は概ね認め、被告が本件再処理工場において放射性物質の有する危険性を顕在化させないことを基本として安全を確保しているとする点は否認する。

第2段落以降は否認ないし不知。

第2章「第2章 本件再処理施設に係る安全規制の策定の経緯と審査の経過」について

本件再処理工場が令和2年7月29日に原子力規制委員会から本件事業変更許可を受けたことは認め、本件再処理工場が安全を確保しているとする点は否認し、その余は不知。

第1「第1 安全規制の策定の経緯」について

1「1 本件指定がされた際の安全規制」について

概ね認める。

(1)「(1) 再処理施設安全審査指針等の策定の経緯」について

第1段落は認め、その余は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) 再処理施設安全審査指針等の内容」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 安全規制の強化（新規規制基準の策定）」について

認める

(1)「(1) 福島第一原子力発電所事故の概要」について

ア「ア 福島第一原子力発電所事故の経過」について

認める。

イ「イ 事故原因に関する調査・分析」について

第4段落（「これらに示されたとおり、・・・」）は否認し、その余は認める。

なお、被災設備の詳しい現地調査は現状において不可能であるため、地震動の影響を含めた事故の直接的原因の究明が重要な課題として残されていることは、4つ全ての事故調査報告の共通認識であり（乙27・4頁）、福島第一原発事故の直接的原因は、なんら断定されてない。

(2)「(2) 再処理事業指定基準規則の制定の経緯」について

ア「ア 再処理事業指定基準規則の制定の経緯の概要」について

不知。

イ「イ 地震及び津波を除く分野の基準の策定の経緯」について

(ア)「(ア) 核燃料施設等基準検討チームの構成」について

不知。

(イ)「(イ) 核燃料施設等基準検討チームにおける検討の経緯」について

不知。

(ウ)「(ウ) 核燃料施設等基準検討チームにおける検討の概要 (a-c)」について

不知。

ウ「ウ 地震及び津波の分野の基準の策定の経緯」について

(ア)「(ア) 核燃料施設等基準検討チームにおける検討の概要」について

不知。

(イ)「(イ) 原子力安全委員会における検討」について

不知。

(ウ)「(ウ) 原子力規制委員会における検討」について

不知。

エ「エ 再処理事業指定基準規則の制定」について

原子力規制委員会が再処理事業指定基準規則を制定したことは認める。

オ「オ 小括」について

不知。

(3)「(3) 再処理事業指定基準規則の内容」について

被告が引用する再処理事業指定基準規則の各規定の内容については認め、その余は不知。

第2「第2 審査の経過」について

1「1 本件指定に係る安全審査の経過」について

認める。

2「2 新規制基準への適合に係る審査の経過」について

被告が平成26年1月7日に再処理の事業の変更許可申請を行ったこと
原子力規制委員会が令和2年5月13日に本件事業変更許可申請につき原子炉等規制法44条の2第1項各号のいずれにも適合していると認めて審査書案を取りまと

めたこと、同月14日から同年6月12日まで審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行ったこと、令和2年7月29日に本件事業変更許可申請に対して再処理事業の変更許可をしたことは認め、その余は不知。

なお、原子力規制委員会の審査会合、使用、議事録等が原則として公開されているとする点については、同委員会が秘密会議を実施していた毎日新聞の報道からしても（原告準備書面1・6頁、甲95「毎日新聞報道」）、公開の「運用実態」を欠く可能性のあることは指摘しておく。

第3章「第3章 放射線とその影響」について

認否の要を認めない。

第1「第1 放射線の基礎的事項」について

1「1 放射線、放射性物質及び放射能」について

認める。

2「2 放射線の単位」について

認める。

3「3 放射線の種類と性質」について

(1)「(1) 放射線の種類」について

認める。

(2)「(2) 放射線の性質」について

認める。

4「4 自然の中の放射線等」について

第一段落（「自然界には、・・・」）は、認め、その余は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第2「第2 放射線の人体に及ぼす影響」について

1「1 放射線の被ばくの形態」について

認める。

2「2 放射線の種類による被ばくの影響」について

概ね認める。

3「3 放射線の被ばくによる影響（確定的影響と確率的影響）」について

認める。

(1)「(1) 確定的影響」について

概ね認める。

(2)「(2) 確率的影響」について

確率的影響の定義は認め、その余は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

4「4 公衆の被ばく線量限度」について

(1)「(1) 国際放射線防護委員会の勧告」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) 線量告示等」について

認める。

第4章「第4章 本件再処理工場の施設の概要」について

放射性廃棄物の廃棄施設において、ガラス固化体を安定的に貯蔵する点は否認し、その余は概ね認める。

第1「第1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」について

概ね認める。

1「1 使用済燃料の受入れ施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 使用済燃料の貯蔵施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第2「第2 再処理設備本体」について

概ね認める。

なお、「第2」は、被告が再処理設備の設計について主張するものが大半であり、原告も、実態は措くとして、設計について被告の主張を積極的に争うものではない。

1「1 せん断処理施設」について

概ね認める。

(1)「(1) 燃料供給設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) せん断処理設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 溶解施設」について

概ね認める。

(1)「(1) 溶解設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) 清澄・軽量設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

3「3 分離施設」について

概ね認める。

(1)「(1) 分離設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) 分配設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(3)「(3) 分離建屋一時貯留処理設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

4「4 精製施設」について

概ね認める。

(1)「(1) ウラン精製設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) プルトニウム精製設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(3)「(3) 精製建屋一時貯留処理設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

5「5 脱硝施設」について

概ね認める

(1)「(1) ウラン脱硝設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) ウランプルトニウム混合脱硝設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

6「6 酸及び溶媒の回収施設」について

概ね認める。

(1)「(1) 酸回収設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2)「(2) 溶媒回収設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第3「第3 製品貯蔵施設」について

概ね認める。

1「1 ウラン酸化物貯蔵設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 ウランプルトニウム混合酸化物貯蔵設備」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第4「第4 計測制御系統施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第5「第5 放射性廃棄物の廃棄施設」について

概ね認める。

1「1 気体廃棄物の廃棄施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 液体廃棄物の廃棄施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

3「3 固体廃棄物の廃棄施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第6「第6 放射線管理施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第7「第7 その他再処理設備の附属施設」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第5章「第5章 本件再処理工場の平常運転時の被ばく低減に係る安全対策」について

不知。

第1「第1 平常運転時の被ばく低減に係る安全対策」について

1「1 平常運転時の被ばく低減に係る安全対策の考え方」について

本件再処理工場の平常運転に際して、一定程度の放射線が環境に放出されることは認め、その余は不知。

2「2 遮蔽に係る対策」について

不知。

3「3 放射性廃棄物の放出管理に係る対策」について

(1)「(1) 気体廃棄物の放出管理」について

気体廃棄物である放射性の廃ガスを放出していることは認め、その余は不知。

(2)「(2) 液体廃棄物の放出管理」について

放射性物質を海洋放出している点は認め、その余は不知。

4「4 放射線監視に係る対策」について

不知。

第2「第2 平常運転時の被ばくの線量評価」について

1「1 平常運転時の被ばくの線量評価の考え方」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

2「2 本件再処理工場における平常運転時の被ばくの線量評価」について

不知。

第3「第3 原子力規制委員会から受けた確認」について

原子力規制委員会が令和2年7月29日付にて、本件事業事業変更許可をしたこと（乙86）の限りで認める。

第6章「第6章 本件再処理工場の事故防止対策」について

不知。

第1「第1 臨界防止に係る対策」について

1「1 臨界防止に係る対策の考え方」について

(1)「(1) 臨界防止の必要性」について

概ね認める。

(2)「(2) 臨界の仕組み」について

認める。

(3)「(3) 臨界防止の方法。」について

不知。

(4)「(4) 臨界事故に対する考慮」について

不知。

2「2 本件再処理工場における臨界防止に係る対策」について

不知。

(1)「(1) 臨界防止」について

不知。

(2)「(2) 臨界の拡大防止」について

不知。

(3)「(3) 臨界事故に対する考慮」について

不知。

(4)「(4) 臨界防止に係る対策の信頼性の確保」について

不知。

(5)「(5) 臨界防止に係る対策の対象としない機器への液移送」について

不知。

第2「第2 閉じ込めの機能に係る対策」について

1「1 閉じ込めの機能に係る対策の考え方」について

被告が引用する再処理事業指定基準規則の内容は認め、その余は不知。

2「2 本件再処理工場における閉じ込めの機能に係る対策」について

不知。

(1)「(1) 放射性物質の漏えい防止」について

不知。

(2)「(2) セル等による閉じ込め」について

不知。

(3)「(3) 気体廃棄物の廃棄施設による閉じ込め」について

不知。

(4)「(4) 閉じ込めの機能に係る対策の信頼性の確保」について

不知。

第3「第3 冷却のための対策」について

1「1 冷却のための対策の考え方」について

放射性物質は、核種ごとに崩壊による固有の半減期を有し、時間がたつにつれて放射能が減少していくこと、使用済燃料は冷却期間が長くなるほど放射能が小さくなり、崩壊熱も減少する性質を有していることは認め、その余は不知。

2「2 本件再処理工場における冷却のための対策」について

不知。

(1) 「(1) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」について

不知。

(2) 「(2) 再処理設備本体及び液体廃棄物の廃棄施設」について

不知。

(3) 「(3) 固体廃棄物の廃棄施設」について

不知。

第4 「第4 火災等による損傷の防止に係る対策」について

1 「1 火災等による損傷の防止に係る対策の考え方」について

第1段落は認め、その余は不知。

2 「2 本件再処理工場における火災等による損傷の防止に係る対策」について

不知。

(1) 「(1) 火災及び爆発の発生防止」について

不知。

(2) 「(2) 火災及び爆発の拡大防止」について

不知。

(3) 「(3) 火災及び爆発の影響軽減」について

不知。

(4) 「(4) 火災等による損傷の防止の強化」について

不知。

第5 「第5 溢水等による損傷の防止に係る対策」について

1 「1 溢水等による損傷の防止に係る対策の考え方」について

概ね認める。

2「2 本件再処理工場における溢水等による損傷の防止に係る対策」について
不知。

第6「第6 電源に係る対策」について

1「1 電源に係る対策の考え方」について

概ね認める。

2「2 本件再処理工場における電源に係る対策」について

不知。

(1)「(1) 外部電源系統」について

不知。

(2)「(2) 非常用所内電源設備」について

不知。

(3)「(3) 電源に係る対策の強化」について

不知。

第7「第7 安全評価」について

1「1 安全評価の考え方」について

本件再処理工場が事故防止対策により、その安全性が確保されているとする点は
否認し、その余は不知。

2「2 本件再処理工場における安全評価」について

不知。

(1)「(1) 運転時の異常な過渡変化」について

不知。

(2)「(2) 設計基準事故」について

不知。

第8「第8 原子力規制委員会から受けた確認」について

原子力規制委員会が令和2年7月29日付にて、本件事業事業変更許可をしたこと（乙86）の限りで認める。

第7章「第7章 本件再処理工場の重大事故等への措置」について

本件再処理工場において、耐震重要施設や安全上重要な施設がその安全機能を喪失することは考えられないとする点は否認し、その余は不知。

第1「第1 重大事故等対策等」について

1「1 重大事故等対策等の考え方」について

被告が引用する再処理規則、再処理事業指定基準規則等の定めについては認め、その余は不知。

2「2 本件再処理工場における重大事故等対策等」について

(1)「(1) 概要」について

不知。

(2)「(2) 臨界事故」について

不知。

(3)「(3) 冷却機能の喪失による蒸発乾固」について

不知。

(4)「(4) 放射線分解により発生する水素による爆発」について

不知。

(5)「(5) 有機溶媒等による火災又は爆発」について

不知。

(6)「(6) 使用済燃料の著しい損傷」について

不知。

(7)「(7) 放射性物質の漏えい」について

否認する。

第2「第2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備等」について

第1段落は認め，その余は不知。

第3「第3 有効性評価」について

1「1 有効性評価の考え方」について

概ね認める。

2「2 本件再処理工場における有効性評価」について

不知。

第4「第4 原子力規制委員会から受けた確認」について

原子力規制委員会が令和2年7月29日付にて，本件事業事業変更許可をしたこと（乙86）の限りで認める。

第8章「第8章 大規模な自然災害等への対処」について

第1段落は概ね認め，その余は不知。

第9章「第9章 安全対策の実効性を確保するための品質管理体制の整備」について

第1段落は概ね認め，その余は不知。

以上